

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【公表番号】特表2015-502784(P2015-502784A)

【公表日】平成27年1月29日(2015.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2015-006

【出願番号】特願2014-542276(P2014-542276)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/04 (2006.01)

A 6 1 M 5/52 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/04 3 3 1 E

A 6 1 M 5/00 3 7 5

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月13日(2015.11.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の腕に取り付けられる固定具において、第一の部分(41)と、第二の部分(42)と、第三の部分(43)と、を含み、

前記第一の部分(41)が、肘の付近の、前記肘の内側に配置されるように意図され、前記肘から上腕部(3)に沿って延び、前記第二の部分(42)と第一の角度で一体に配置され、

前記第二の部分(42)が、前腕(5)と等しいかより小さい長さを有し、前記前腕を支持し、

前記第三の部分(43)が前記第二の部分(42)と第二の角度で一体であるか、これに接続されることを特徴とする固定具。

【請求項2】

請求項1に記載の固定具において、前記第二の角度が前記第一の角度と反対方向であり(図3と図4)、約190度～250度であり、前記第一と第二の角度が実質的に同一平面内にあり、前記固定具が実質的にZ字形であることを特徴とする固定具。

【請求項3】

請求項1に記載の固定具において、前記第二の角度が前記第一の角度と同じ方向であり(図9)、約110度～170度であり、前記第一と第二の角度が実質的に同一平面内にあり、前記固定具が底部を削ったU字形であることを特徴とする固定具。

【請求項4】

請求項1乃至3の何れか1項に記載の固定具において、前記固定具が前記患者の前記腕に複数の柔軟なストラップ(47、48)で取り付けられることを特徴とする固定具。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れか1項に記載の固定具において、前記第二の部分の長さが調節可能であることを特徴とする固定具。

【請求項6】

請求項1乃至5の何れか1項に記載の固定具において、前記第二の部分が半周輪帯(46)によって相互に接続される2つの部品(44、45)に分けられ、前記第二の部分(

42) の第一の部品(44)が前記第一の部分(41)と前記第一の角度で一体に配置され、前記第二の部分(42)の第二の部品(45)が前記第三の部分(43)と前記第二の角度で一体であるか、これに接続されることを特徴とする固定具。

【請求項7】

請求項6に記載の固定具において、前記半周輪帯(46)が前記腕の対称軸の周囲に約180度にわたって延び、前記第一の部品(44)が前記腕の内側に配置され、前記第二の部品(45)が前記腕の外側に配置されることを特徴とする固定具。

【請求項8】

請求項1乃至7の何れか1項に記載の固定具において、前記固定具の少なくとも一部が実質的にX線透過性であることを特徴とする固定具。

【請求項9】

請求項1乃至8の何れか1項に記載の固定具において、前記固定具を前記患者の体に関して固定するための留め付け手段、例えばベルト(50)に取り付けられるように意図された第三の部分の付近の留め付け手段をさらに含むことを特徴とする固定具。

【請求項10】

請求項1乃至9の何れか1項に記載の固定具において、前記固定具の少なくとも1つの部材が滅菌されることを特徴とする固定具。